

民生文教常任委員会

令和8年6月30日（火曜日）

開会 午後 0時58分

閉会 午後 4時03分

I. 調査事項

◎学校教育課

- ・学校運営における車両の維持、管理及び運行について

◎森町国民健康保険病院

- ・病院運営、管理について
- ・各種診療報酬の請求調定について

II. その他

○出席委員（5名）

1 番	伊 藤	昇 君	3 番	高 橋	邦 雄 君
6 番	野 口	周 治 君	8 番	千 葉	圭 一 君
10 番	加 藤	進 君			

○欠席委員（1名）

9 番 佐々木 修 君

○出席説明員

副 町 長	長 瀬	賢 一 君
教 育 長	毛 利	繁 和 君
学 校 教 育 課 長	坂 田	明 仁 君
学 校 教 育 課 参 事	藤 嶋	希 君
学 校 教 育 課 参 事	萩 森	敦 史 君
学 校 教 育 課 総 務 係 長	西 川	慎 吾 君
国 保 病 院 事 務 長	千 葉	正 一 君
国 保 病 院 庶 務 係 長	大 谷	友 美 君
国 保 病 院 医 療 福 祉 相 談 係 長	角 田	朋 美 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長
議事係 長兼
庶務係 長

関 孝 憲 君
長谷川 拓 哉 君

開会 午後 0時58分

◎開会・開議の宣告

○委員長（高橋邦雄君） それでは、少し時間が早いですが、民生文教常任委員会の所管事務調査を開催したいと思います。ただいまの出席委員数は5名です。定足数に達しましたので、民生文教常任委員会を開会いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎調査事項

○委員長（高橋邦雄君） 学校教育課関係の調査事項を行います。

初めに、学校運営における車両の維持、管理及び運行についてを議題といたします。

坂田学校教育課長より資料説明を求めます。

○学校教育課長（坂田明仁君） 学校運営における車両の維持、管理及び運行についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。まず、所有スクールバスの状況ですが、この一覧のとおり森地区9台、砂原地区3台でございます。スクールバスごとに登録年月、乗車定員数、乗車人数、運行方面等を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

2 ページをお開き願います。学校運営における車両の管理についてご説明いたします。まず、車両の維持管理ですが、スクールバスの維持管理は自動車整備工場による3か月ごとの点検、自動車検査、これは12か月点検を含むほか、運行業務受託者による始業時、終業時の日常点検を行い、故障などを発見した場合にはすぐに教育委員会へ連絡することとしており、修繕を要する場合は運行に支障がないよう速やかに修理等を行い対応しております。初期登録から15年が経過している車両については入替えを検討し、車両状態を個別に判断しながら必要に応じて更新をしております。また、更新の際は車両の小型化も検討いたします。

次に、運転者と利用ルールの管理ですが、車両の運転は業務受託者が雇用する運転資格を有する従業員が行っております。登下校時における運行は、年度当初に学校から教育委員会へ乗車する児童生徒の名簿を提出してもらい、教育委員会から運行業務受託者へ名簿の写しを渡しております。運行時に運転手が名簿を携帯し、乗降する児童生徒の確認を行っております。児童生徒の利用時のルールについては、学校を通じて児童生徒に指導しております。

次に、運行記録の管理についてですが、運行記録は運転手が運行日誌に使用時間、使用区間、乗車人数、走行距離等を記載し、日常点検表を添えて1か月分まとめて教育委員会へ提出していただくことにしております。

3 ページをお開き願います。次に、臨時運行における管理をご説明いたします。まず、臨時運行実施のフローについてですが、臨時運行は学校から臨時運行許可願を教育委員会

に提出してもらい、教育委員会が運行の可否を決定し、実施しております。事前に行程表など詳細な運行計画の提出を受けて打ち合わせるほか、通常と異なるルートを走行するため、乗車責任者として教員の同乗を求めています。

次に、令和7年度臨時運行の内訳ですが、記載のとおり部活動からPTA活動まで年間合計129回、180台となっております。

4ページをお開き願います。次に、事故、トラブル時の対応及び安全教育についてご説明いたします。まず、事故、トラブル発生時の対応ですが、事故、トラブルが発生した場合、運転手が負傷者の有無確認と救護活動、救急を要する場合は速やかに消防へ連絡を行います。次に、運転手が速やかに警察、学校長、教育委員会へ連絡することとしております。保護者への連絡は学校から行うこととしております。次に、運行業務受託者は、事故報告書を教育委員会へ提出してもらうこととしており、それを基に教育委員会はヒアリングを行うこととしております。その後、事故原因の分析と再発防止策の検討を行い、運行業務受託者を通して運転手に対し安全教育等の実施をしてもらうこととしております。

次に、安全教育についてご説明いたします。運行業務受託者は、運転手に対する日常的な健康確認、安全教育等を求めている、事故やトラブル発生時には原因の分析と再発防止策の実施を行うこととしております。他の自治体等で事故報道等があった場合には、折に触れて運行業務受託者へ運転手との安全確認を行っております。また、全車両に置き去り防止装置を設置し、安全対策を講じております。現在車両の運行状況は、紙媒体による運行日誌で管理しており、GPS等は導入しておりませんが、全車両に無線機を設置し、位置情報を確認できる体制を整えております。

説明は以上です。

○委員長（高橋邦雄君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○委員（千葉圭一君） まず、一番最初のページです。所有スクールバス一覧についてお尋ねいたします。

所有するスクールバスの車種です。これ記載されていないのですけれども、車種分かりましたら教えていただきたいのですけれども。

○委員長（高橋邦雄君） いすゞとか日野とか……

○委員（千葉圭一君） 小型化とか、大型化とかってありますよね。そうすると、当然その車に車種があると思うのですけれども、そういうのってないのですか。

○学校教育課長（坂田明仁君） 車種についてはちょっとここでは用意していないのですけれども、その乗車定員数を見るとバスの大きさが分かるというふうに思います。

○委員（千葉圭一君） 2ページ目の学校運営における車両の管理についてお尋ねいたします。

車両の維持管理について初期登録から15年が一つの目安となっておりますが、1号車は15年目、6号車は16年目ですが、更新の目安、もしくは目安を過ぎておりますが、基本的に15年というのを過ぎてどんな基準をもって、ではこれは入替えだというふうに判断して

いるのかどうかを教えてくださいたいと思います。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

先ほど言ったとおり15年をめどにということなのですけれども、実際3か月点検、12か月点検とか実施しておりまして、その場においてもこれ以上は難しい、更新というか、車検通らないとか……

（何事か言う者あり）

○学校教育課長（坂田明仁君） そうです。そういう状況を確認して財源のもありますので、修理がし切れないという部分になってきましたら更新というのを考えております。

以上です。

○委員（千葉圭一君） 同じく2番なのですけれども、3号車と8号車も13年目に今年入るのですけれども、目安の15年が近づいておりますけれども、入替えとなるとその小型化も検討しますとは書いてあるのですけれども、小型化だけでなく例えば2台で行ったものを1台で行けるような路線の見直しも必要ではないのかなと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○学校教育課長（坂田明仁君） まず、小型化というのは、子供の数は減ってきているのですけれども、方向が結構ばらばらなので、待っている時間が長くなったりとかする場合、1つにした場合、尾白内地区も2つで走っていたりもするのですけれども、その辺の保護者だとか児童生徒の了解が得られればそういうことも考えられると思います。逆に大きいのにして1台にするとか、ちっちゃいのを2台にするとか、ちょっとその辺も検討の余地にはなってくるのかなというふうに思います。

○委員（千葉圭一君） すみません、続けてやらせていただきます。次がやっぱり車両の管理になるのかどうか分かりませんが、このスクールバスの保険というのは実際にどのようなになっているのかちょっと教えてくださいませんか。当然教育委員会のほうで自賠責と、それと任意保険も入れているでしょうけれども、その保険の管理というのも教育委員会でなさっているのかどうか。

○学校教育課長（坂田明仁君） 保険のほうは、教育委員会のほうで加入して管理しております。

以上です。

○委員（千葉圭一君） 森町のスクールバス運行業務規程の言葉というか、誰が担当しているのかを教えてくださいたくて質問させていただきます。

業務規程の中に管理責任者、整備管理者、運行責任者ってそれぞれ言葉が出てくるのですけれども、これは誰を指すのか教えてくださいませんか。

○学校教育課総務係長（西川慎吾君） 運行業務の受託業者のほうでそれぞれ……

○委員（千葉圭一君） 受託業者が。

○学校教育課総務係長（西川慎吾君） はい、その中で設置してもらっています。

○委員（千葉圭一君） 今のそれぞれの管理者、責任者が全部受託業者でしたら、これの

第12条のいろんな点検やりますよね。始業時の点検表、管理責任者へ報告となっていますけれども、この管理責任者も受託業者の責任者に提出するということによろしいですか。教育委員会のほうは、これについてはどういうふうに管理して回しているのかということは一切関知しないということでもいいのですか。

○学校教育課総務係長（西川慎吾君） 先ほどの業務日誌だとか、運行記録だとかについては1か月分をまとめて……

（何事か言う者あり）

○学校教育課総務係長（西川慎吾君） はい、教育委員会へ報告していただいております。

○委員（千葉圭一君） 運転手は始業点検及び終業点検の結果を点検表に記載し、管理責任者へ報告しなければならないということは、受託業者も社長か工場長か分かりませんが、その方へ運転手が提出しているということで、それをしているのかどうかの管理は教育委員会ではしているのかどうかだけちょっと確認。

○学校教育課長（坂田明仁君） 今千葉委員がおっしゃったとおり運転手が安全運転管理者でいますので、そちらのほうに出して、それを1か月まとめてコピーしてもらっているという、うちのほうが。運転手が社長とかに渡すのを毎日確認して判とか押しているのですけれども、それを1か月まとめて教育委員会のほうで最終的には確認して委託料を払っているという形になっています。

以上です。

○委員（千葉圭一君） ちょっとくだらない質問かもしれませんが、確認なのでお願いします。このスクールバスを運転する方々というのは町職員なのでしょうか、それとも全て委託先の運転手さんになるのでしょうか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

全て委託業者というふうになっております。

以上です。

○委員（千葉圭一君） もし委託業者だとしたら、その委託先と教育委員会との間で委託仕様書というのですか、要するに運行业務規程みたいなこういうものをきちんと理解できるような仕様書、詳細に書いたものを先方に渡して、先方はそれを理解できているのかどうかというのはいかがでしょうか。

○学校教育課長（坂田明仁君） これについては2年に1回入札しているのですけれども、そのときに仕様書がありまして、そちらのほうに記載するのと契約書のほうになっています。

以上です。

○委員（千葉圭一君） 私のほうから最後になりますけれども、安全教育で運転手に対する日常的な健康確認を具体的に何をどのように実施しているのかお聞かせ願いたいのと、あとほかに安全教育などを具体的にやっているというようなことが書いてあるのですけれども、どのような内容を実施しているのかお聞かせ願いたいのですけれども。

○学校教育課長（坂田明仁君） 安全運転管理者は必ず委託というか、受託しているところにはいますので、その運行するためにはアルコールチェックだとか健康管理というのは必ずしないとならないというふうにもともとなっております。実際体温測ったりだとか、そういうのをやっているのも表の中に書いていますので、きっちりやっているというふうには思っております。義務としてやらないとならないというふうになっております。

以上です。

○委員（千葉圭一君） 質問したやつでまだ答えていないのが、ほかの安全教育などは具体的にどのような内容なのかお聞かせください。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

実際聞いているわけではないのですが、何回も言うのですが、安全運転管理者というのは年1回講習受けて、それこそアルコール飲んでの運転は駄目だとか、あとスマホを見てとかは駄目だとか、そういう指導をしないとしないというのは決まっているのです。実際確認していないのですが、それはやっているというふうには、受託者の責任としてやっているとは思っております。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） ちょっと重複してしまう、たくさんあったので。まず、スクールバス一覧のでさわら小学校のへき地児童の補助金のこれ財源なのですよ、きっと。大体同じような年度で起債の過疎債だけというのがあるのです。普通補助裏債になって過疎債借りれるのかなと思うのですが、これが4件ぐらいあるのですが、なぜこの補助金と起債に分けてしまわなければ駄目だったのか1つ分からない点と、それから先ほど同僚委員の話でもアルコール検査だとか、いろいろ健康診査というか、運転をするためのそういう基準というのが何か教育委員会で設けられているのでしょうか。その受託事業者との間で例えば高血圧だとか、いろんな持病を持っている方いらっしゃると思うのですが、そういう方々の点検というか、今日はこういう方でしたら運転ちょっと控えてほしいとか、そういうことがあるのかどうかというのを教えてほしいのと、それから次に運行記録なのですが、日常点検表が1か月に1回と。その中に問題や何か今までもきつとなかったのだと思うのですが、毎日何も問題がないということはきつとないのかなと思うのですが、それをわざわざ1か月に1回の点検にしているという意味が、先ほど同僚委員も言っていましたけれども、ちょっと意味が分からないのと、それからもう一つなのですが、続けてしゃべっていいのでしょうか。始業の車両点検、これは当たり前の話なのですが、乗車の忘れてそのまま車庫に入れてしまったというようなことが前たしかございましたよね、どこかで。そういうことの点検というのがこの中には何か明記されていないような気がするのですが、乗車人数というのは確かに書いていますけれども、それをどう確認して、部活して疲れて横に寝てしまって見えない人いて、前そういうふうなことがあったかと思うのですが、そういうことの点検というか、業務委託の中に何かあるのであれば教えていただければと

思います。

以上です。

○学校教育課長（坂田明仁君） まず、最後の始業と終業の点検なのですけれども、終業時には車庫に入ったら中を全部、忘れ物とか結構子供たち多いので、その辺もちゃんと確認してやっています、最後の点検は。あと、車両の点検もしています、最後に。

運行記録の関係だったのですけれども、実際今さっき言った何時から運行して何時まで、何人乗ったという運行記録なのですけれども、言ったとおり1か月に1回しか今もらっていない状況です。仮に何かあったら連絡は来ることにはなっているのです。運行していて何か車の調子悪いか、そういうのたまにあるのですけれども、そういうときは連絡はきっちり来るようにはなっています。さっき言った子供たちに何かあったというのは今までないのですけれども、あったら学校にも届くような無線機がついていますので、それで連絡するような状況になっています。実際この運行記録については、さっき言った管理者がまず見て、それでオーケーもらっている、それを1か月に1回もらっているという状況なのです。さっき言った委託料を払うときにやっているねということでチェックしてやっている、毎日持って来るというのは業者としてもなかなか難しいと思いますので、できればこの1か月に1回、多くても2週間に1回ぐらいが、できてもそうかな、毎日ちょっと難しいと思うので、その辺はちょっと検討していきますけれども、今の段階では今言っている1か月に1回確認しているというような状況です。

健康管理については、うちのほうでこうなさいという定めているのではないと思います、実際。ただ、さっき言った法律というか、そういうので決まっていますので、それはきっちりやっているものだというふうには思っております。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） まず、そうしたら今の法律的なもので何か決まっているから、それはという話なのですが、これ委託契約なので、何々法律に基づいてどうのこうのという条項というの普通必ずあるはずなのです。そういうものがないということは規程が全くないということにつながると思うので、その辺りの契約の内容はやっぱり見直していかなければ駄目だなと思います。

先ほどのまず車両の補助金と起債の関係お話ししていないのと、それから連絡体制というのはこの4ページの一番最後のほうにGPS等の導入はしていないと、こうあるのですけれども、まず親御さんと子供というのは今小学生でもGPS機能のついた携帯持ったりしているのです。子供が今どこ歩いているとか、そういうのを全部親が確認している時代になったと思うのです。ですけれども、そういうことからしてなぜこのGPSの導入していないのかがよく分からない。ということは、親御さんやっぱり安心できるわけですね。時間ちょっと遅くなって来なかったらどうなっているのだろうとか、例えば教育委員会に電話したらGPSでどこ走っていますって分かるではないですか。なぜそういうことしないのかが私、わざわざこうやって導入していませんだなんて表現すること自体が

どうなの、今の時代に即しているのかなってちょっと思いました。その辺りだけちょっと教えていただければ。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

起債と補助金の関係なのですけれども、実際私いないときのものなので、正確かどうか分からない部分もあるのですけれども、いるときの部分についてはちょっと補助金がなかった、スクールバスの導入のときに補助金が該当にならないということで起債、過疎債、令和7年については財源がないということで過疎債、令和7年に5号車……

○委員（伊藤 昇君） いや、27年とか30年か、私言っているのですよね、平成29年とか。同じような、だから年数で違うってということね。令和とかになってしまったら、それは制度が違うけれども。

○学校教育課長（坂田明仁君） 実際私いなかったの、なぜこうかというのは分からないので、実際に……

○委員（伊藤 昇君） 私いなかったという答弁は、それは全部そういうふうになってしまうので……

（何事か言う者あり）

○学校教育課長（坂田明仁君） 今書類がというか、調べていないので、後ほど確認というふうな形でこうなっているのかちょっと、間違っただけを話せないの、後ほどでいいですか。

○委員長（高橋邦雄君） いいですか。今の質疑に対して現状の書類を、確認事項が要るということで、改めてその部分に対して資料をこちらのほうに提出していただくということでしょうか。

○委員（伊藤 昇君） はい。

○学校教育課長（坂田明仁君） あと、GPSの関係なのですけれども、バスにつけるというGPSだと思うのですけれども、家庭としては安全、安心かなというふうに思います。ただ、実際お金がどのくらいかかるかという検討も必要になってきますので、将来的には必要になってくるかと思いますが、今段階では無線のほうで対応していくという形です。将来的に本当に、今ちょっと話変わるのですけれども、アイパッドLTE回線になっているのです。何かあったときにそれで親とかにも連絡はできるようになったりとかしているの、仮に津波とかで今考えてやっているのが避難しないとならないといった場合に子供がどこにいるかというのが分かるような自前で作ったようなアプリを入れているのです。逃げたよとかって押すやつができていますので、GPSを入れなくてもそういうやつで対応できればそういうので対応していきたいなというふうに思います。GPSまでつけるとなるときっと金額が結構大きいものになってくるので、そういうことで考えていきたいなというふうに思います。

○委員（伊藤 昇君） 先ほど連絡体制をつくってという話あったのですけれども、これを受ける側の教育委員会で最後のバスが車庫まで帰る、その間のその体制というのはどな

たかいるのでしょうか。連絡体制を受ける教育委員会の体制ですよね。ただ連絡体制あるあるって言っている無線でって言われても、どういうふうになっているのか具体的に分からないので。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

時間外の場合は、担当のほうに電話で運転手から連絡行くようにしております。

○委員（伊藤 昇君） 担当というのが、だから学校教育課の車両係の誰だとか、そういう組織的なものあるのでしょうかとお尋ねをしているので。

○学校教育課長（坂田明仁君） 学校教育課の中にスクールバスを担当している職員がおりますので、そちらのほうに連絡が行くようになっております。その後係長、こう上のほうに来るような形になっています。

○委員（伊藤 昇君） そうしましたら、その担当の方というのは毎日月曜日から金曜日まで、そのバス全部入庫するまでずっといなければ駄目だということになるのですか、そうしたら。それ時間外に全部なるといこと、その1人だけ。

○学校教育課長（坂田明仁君） その職員の携帯番号を運転手が知っていますので、そちらのほうに連絡が来ることになっております。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） 携帯電話へ来るのいいのだけれども、携帯電話だって必ず出れるとは限らないですよ、場所によっては。何かその人がどこかにいて通じないとか、山に行っているのだったら通じないとか、違う業務あって、そういうことだってあるので、携帯電話に、個人に行くというスタイルが果たして組織としていいのかどうか。やっぱり教育委員会で受けているというのが基本だと私は思うのだよ、連絡体制を取るためにも何かもし問題があつて山に突っ込んでいって連絡つかなくなって連絡来て、どうしますか、そうしたら。その人が携帯電話だけで受けて対応できますか。事故があつたら困るけれども、もしそういうものがあつたときにその方の携帯電話だけで対応できますかということをお聞きしているのです。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

最終便って大体部活便なのです。部活便が帰った後まだ先生たちは残っているのですよ、部活の先生は。何かあつたらそこなのですけれども、そこで連絡取れなかった場合は教育委員会の先ほど言った担当者のほうに来ることになっているのです。今の状況では教育委員会の職場にいるのではなくて時間外であれば帰ってしまいますので、そうなってくるとやっぱり携帯電話とかでの対応という形にはなっている状況です。どうしていけばいいのかということちょっと検討はしていきますけれども、なかなかその結論は難しいかな。実際事故がない状況でそこまで考えていなかったのですけれども、必要な部分があれば検討はしていかないとはいえないと思うのですけれども、携帯電話以外の連絡体制をどうしていくかというのはなかなか難しいのかなというふうに……

○委員（伊藤 昇君） この間その学校の委託のバスにしてもいろんな事故起きているの、

大きい車ね。ですから、教育委員会として、対応で、学校にお任せだけ、部活の先生にお任せだけでなく教育委員会という組織の中でやっているのだから、やっぱりその辺りの連絡体制なり自己処理体制みたいなものはしっかりとしておかなかったら、いざなったときに誰が、どうしたらいいのか分からなくなってしまうので、そこはしっかりともう一回協議していただければと思います。大事な子供さんを預かっているわけですから。

○学校教育課長（坂田明仁君） 今のちょっと検討させていただきます。学校のほうでも危機管理マニュアルの中に登下校時の事故が発生した場合のマニュアルとかもありますので、それも見ながらちょっと検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（千葉圭一君） 運行記録の管理について日常点検表を添えて1か月分を教育委員会へ提出する、これ紙ですよ。これ全部で12車両分それぞれ1か月分をためて1か月分そちらに提出する。このぐらいですか、すみません。うまく言えないですけども、これだけ進んでいる中で今どき紙って今までやってきたからそれでいいではなくて、お互いにオンラインで毎日打っていれば教育委員会のほうで画面見れば分かるという、必要であれば出力するか、保存するか、そういった形って取ることはできないのですか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

その辺は検討は必要かと思うのですが、実際今の運用の仕方として紙を1枚持って、運転手が出発したという紙持って、どこどこへ行って何時に帰ったというのを入れて、何人乗っているというのを書いて、その前に体温とかいろいろ書いてチェックしてもらって最後に判押してもらうような形になっているのです。だから、その辺をどうしていくかという、運転手自体がその場で書いたりとかもしているのです、その辺の運用、もしそういうシステムというか、していくとなったらどういう運用していくかというのはちょっと、今の段階では最後に管理者のほうにオーケーですよというのをやってもらっているような状況なので、検討が必要かなというふうに思います。

以上です。

○委員（野口周治君） 今検査や安全にまつわるところがたくさん出ていましたので、私もそこに関連して幾つかお尋ねをします。

安全運転管理者って、これ警察でやるのだっけ。法的な義務のあるやつだと思うので、受けていないということはないはずだと思うのですが、確認できているのかどうかを教えてください。

それから、異常時の連絡についての質疑等々がありましたけれども、やっぱり異常な事態だとすれば、例えば緊急時の連絡網みたいなものが学校にもあります。一定の要件を備えたら教育委員会にご連絡をしなければいけないというルートは普通持っているのだと思うのですが、それは24時間、365日の体制でなければ当然ならないわけで、そういう仕組みがあるのか、ないのかで、今日の話題にくっつけて言えばスクールバスで何か起きたときにはそのルートに乗るようになっているのかどうかという視点でお答えください。これ

が2つ目。

それから、3つ目に設備とか、体調とか、忘れ物とか、いろんなことがあります。毎日記録しているのですけれども、時々こういう点検表ってあるのは後からまとめて作るというのも実際にはいろんなところで起きているのです。例えば年に1回ぐらいは見に行っても、見に来るぞと思って仕事をしているのとそうではないのって随分変わりますので、嫌がらせをしてはいけぬのですけれども、そういう緊張感のある運営をやればお互いのコミュニケーションとしていったときに実際どんな感じなのという話だってできるし、やったら、全社とは言いません。例えば年に3社ずつは回ろうかでもいいし、そういうことを考えたらどうかな、やっていないのかなと思ったのですけれども、どうでしょうか。それ教えてください。

○学校教育課長（坂田明仁君） まず、最後のやつなののですけれども、すごくいい案をいただいたなと思っておりまして、これについてはやっていけるのではないかなと思いますので、取り組んでいきたいなというふうに思います。事故等の異常時については先ほどもちょっと言ったのですけれども、学校で危機管理マニュアルというのがありまして、事故起きたときの対応とか、連絡方法だとか、どういうふうにしていくかというのはありますので、それについては下校時も登校時もありますので、それにのっとった形でこのスクールバスの運行についても同様な取扱いになってきます。安全運転管理者については確認はちょっとしていないのですけれども、決められたことで必ず要するというふうに、これがないと営業できないと思いますので、問題ないというふうに思っております。

以上です。

○委員（野口周治君） 全然今度別の質問です、全く。バスの台数とか更新に関わってなのですが、バスのことだけを見ると、このバスを続けて動かすかどうか。人数減ってきたし、いろんなことを考えると経費も下げたいから小型化ねって、こうなるのも分かるのです。ですけれども、路線を長くして台数を減らすことを例えば考えようとしします。そうすると、時間的にこれ以上長いのはやっぱりまずいよねということも片方にあると、そういうその検討する上でのロジックというのかな、どんなふうに整理をしているのか。もしくは、それは都度考えているのですということなのかというのを教えてください。

それと似ているけれども違う話で、例えば住民との相乗りのようなことで従来は全く認められていなかったと思うのですが、最近はそうでもなくなってきた。国もいろんな事情があってそういうことを認めるようになってきたと理解をしていますが、その辺りも含めて例えば考えるとなると、バスをスクールバスの問題だけではなくてトータルでどう運用するのが一番いいのだろうかということにもなろうと思いますし、行政の機能別に割っていった考え方でいくと余計な要素が絡むと面倒くさいのですね、多分。ですけれども、町全体として考えたときにはそのほうがいいこともあるわけで、そういうことを相乗りで考えること自体はどうかということもあろうと思います、について教えてください。

○学校教育課長（坂田明仁君） まず、バスの更新の関係なのですけれども、先ほど小型化も検討するとか距離もという話だったのですけれども、台数を減らすと先ほど言ったように時間が延びるのです。そうすると、今でも7時ちょっと過ぎから乗っている子がいるのですけれども、それがまた早くなってくるとか、そういう影響がないかというのをやっぱり考える必要はあるのです。その辺も検討しながら小型化にするのか、それとも2台を1台にしてちょっと大きめにして遠回りするのかなというのも考えていく必要はあるというふうには思っています。ただ、そのときにならないとどうしていくかというのはなかなか、子供の数とかもその地域によって減っているところもあるし、思いっきり減っていればすっと行くとかもありますし、その辺も検討しないとどこで何人乗っているかというそのときのものも考えながら検討していく必要があるのかなというふうに。前回小型化したときは、ちょっと遠回りするのはまた人数的に難しいということで小型化はしました。そういう検討しながらです。

次に、相乗りの関係なのですけれども、相乗りというのはきっと登下校時の相乗りのことかなと思うのですけれども、今先ほど言った乗車するとき、降りるとき、子供誰乗ったかというのをチェックして乗らせて降ろすという点検しながらやっています。相乗りになってくると今度言い方悪いかもしれないですけれども、いろんな事故というか、安全面に対応できるかというのが、どういう人が乗ってくるか分からないという部分があるので、その辺が乗せる場合に検討が必要だというふうに、片方お金取って片方はとかってなってきますし、その辺はちょっとどういう対応ができるか。相乗りにしたら時間もやっぱり延びると思うのですよね、登校するときの。だから、そういうのも結構考慮する必要があるという部分と、子供たちの安全面を考えてどこまで対応できるかというのを、いろいろ嫌な事件とかもあるので、そういうのも考えながらやっていかないとならないのかなというふうには、今すぐにできるというふうには学校教育課では考えていないです。

以上です。

○委員（野口周治君） 今の2問目の答えについて、では仕事をなるべくシンプルにすっきりやりたいというのは分かるのです。そのことは私もそうだろうと思うのです。ただ、例えば北海道新聞に昨日かおとといだったか、認定こども園にお年寄りも来て何とかという記事が載っていました。やっぱりそういう時代になってきたのだなと思いながら読んだのですけれども、これも地域の人が入ってくる、いいことも悪いことも行政の人は当然分かるわけです。両方あるのだけれども、安全管理の問題もあるし、こちらはメンバー固定しているから容易だということもあるけれども、従来では考えにくかったことをやれているよね。この先の社会的ないろんなニーズを考えたときに教育関係のところだけは別枠で楽なのだけれども、やっていくことで本当にいいのかという視点も必要ではないかと思ってお尋ねをしているのです。そういう視点を持ちながら、できるだけ例えば両方共用することによって予算の柔軟性が高まるから、要は使えるお金がちゃんと使えるようになるからやりたいことができるという、苦しいときにはそういうこと起きますから。そうする

と、こっちのほうが安全だ、こっちのほうが楽だではなくて、本来ならこうやっていくのがもういいよねということはゆっくり考えておかないと、いきなりは難しいのではないかなと思ってお尋ねしているのです。今すぐやれって言っているのではないのです。そういう物の考え方が必要なところにもう来てはいませんか。

例えばさっき触れられたけれども、その地域によって児童が大きく減っていく地域とそうではない地域があります。いろんな事情ありますけれども、若い人が結婚してどこに住むかという問題に児童の動態というのはリンクしているのです。この地域では子供が生まれてくる、この地域ではそうでもないということが起きたりする。それは、毎年の児童が何人いるか、これからどうなりそうかという予測だって当然しているはずですしと考えると、この先起きることは例えば5年ぐらいの範囲であればある程度の精度を持って見えているものだろうと思うのです。だとしたら、その中でさっきのこのルートをどう考えるか、あるいは相乗りということがニーズが出てきたらどう受けていけばいいか、断る理由を考えるのは簡単なのです。だけれども、どうしていくのがいいだろうか、そのために必要なことは何だろうかという考え方が要るのではないかなという、そういう考え方の話なので答えるのは難しいというの分かるのですけれども、そういう視点で答えてもらえたらありがたいです。お願いします。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

先ほど言ったとおり、今段階も結構難しいと思います。ただ、子供が減ってきたとか、安全面が図られる、人を配置して子供の安全を図りながら相乗りするとか、学校教育課としてはですよ、子供たちの安全が図られるのであれば可能だというふうには思うのですけれども、どうやったら安全が図れるかというのがやっぱりかなり考えないとならないのかなというふうに思いますけれども、今段階では難しいですけれども、将来的には何て言ったらいいのでしょうかね……何か自分から言うのなかなか難しいのですけれども……

○委員（野口周治君） ごめんなさい、途中でちょっと言ってしまうのですが、今答えが出なくてもいいです。だけれども、課題として認識しておかないと、そのときになってからだと難しいと私は思うから聞いているので、そういうふうに受けたらいいのではないかなと思いますけど。

○学校教育課長（坂田明仁君） せっかくそういう町のバスというか、あるので、子供たちも減ってきて乗せれるのであればそれが一番いいことだというふうに思います。さっきも言ったのですけれども、安全面がしっかり図られるのであれば検討する余地はあるのかなというふうに思います。

○委員（千葉圭一君） 先ほど一番最初のほうで質問させていただきました森町スクールバス運行業務規程の管理責任者、整備管理者、運行責任者とはそれぞれ誰を指すのですかという質問に対して受託業者の人だというお話をいただいたのですけれども、今見ましたら運行責任者というのは教育委員会というふうになっているのですけれども、先ほどの答弁は間違っているということによろしいのですか。

もし間違っているとしたら、それはそれで訂正してもらえればいいのですけれども、この運行業務規程って業務委託した会社の人が守るべき内容なのですか。要するに教育委員会と受託業者との規程ではないのですか。要するに何を言いたいかというと、先ほど1か月まとめて報告するって言っていましたよね。この管理責任者は教育委員会、要は運行責任者に対してそれを出さなくてはいけないとか、責任を負うとか、一切そういうのは書いていないのです。あくまでも責任者はこの管理責任者だけになっているのです。でも、運行の責任者は教育委員会となっているのです。そうしたら、運行最高責任者は運行責任者ですから教育委員会、ここにこういうふうにするということがうたっていないと駄目なのではないですか。

○学校教育課長（坂田明仁君） その辺についてはちょっと申し訳ないです。改めて確認させてもらいます。

○委員（加藤 進君） 今のずっと話聞いていたのですけれども、教育委員会のほうではバスに関してはある程度そっちの業者のほうに丸投げし過ぎているのかなというふうに感じます。ただ、安全運転管理者というのは警察ですか、相手方は。ちょっとそれ教えてください。

○学校教育課長（坂田明仁君） 安全運転管理者は安全運転管理者協会でしたっけ、そこで講習を年に1回受けて、受けたという書類をもらうという形になっています。あと、警察のほうで安全運転管理者証みたいなのをもらうというふうになっています。

以上です。

○委員（加藤 進君） 講習は警察でもやっていないですよ。ただ、私方は、私もずっと車の管理者やっていたのですけれども、警察ではないと思います。これは道交法で縛られていることですから、道交法上で警察ということはないと思います。それで、もう少しその辺調べて運行業者ばかりでなく教育委員会のほうでも管理者を養成をして一から十まで管理するということも必要でないですか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

交通安全管理者は、その日運転する前に確認とか、アルコールチェックしたりとか、そういうのが必要なので、教育委員会に仮にいても確認できないのです。なので、受けた業者できっちりやってもらうというのが本来の業務というふうに思っています。役場も結構安全運転管理者いるのですけれども、それぞれの課に。その人たちもアルコールチェックだとか職員が公用車に乗る前にやったりとかしていますので、その場にいないとならないということで教育委員会がそのバスの運転の安全運転管理者ってなるのはちょっと、町で直接やっているのであればやらないとならないのですけれども、業者でやっているということであれば業者のほうで置いておくのが一般的というか、それが正しいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（高橋邦雄君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声多数あり)

○委員長(高橋邦雄君) なければ、学校運営における車両の維持、管理及び運行についてを終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○委員長(高橋邦雄君) では、休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、国民健康保険病院関係の調査事項を行います。

初めに、病院運営、管理についてを議題といたします。

千葉国保病院事務長より資料説明を求めます。

○国保病院事務長(千葉正一君) 事務長の千葉、庶務係長兼営繕係長の大谷、医療福祉相談係長兼医事係長の角田です。よろしくお願いいたします。病院運営、管理についてご説明いたします。

1 ページを御覧ください。なお、当院の管理運営、管理につきましては令和6年度策定の経営強化プランを基に行っておりますので、プランに沿って進めさせていただきます。初めに、(1)、経営強化プラン策定の目的につきましては、総務省が示した公立病院経営強化ガイドラインに基づき令和5年度から令和9年度までを計画期間とする森町国民健康保険病院経営強化プランを策定しております。本プランは、従来の公立病院改革プランから経営強化プランへ移行した国の方針を踏まえ、人口減少や少子高齢化、医療従事者不足、新興感染症への対応など、地域医療を取り巻く環境変化に対応しながら持続可能な地域医療提供体制を確保することを目的としております。

(2)、経営強化プランの基本的な考え方といたしましては、6つの視点から病院改革を進めることとしております。①、役割、機能の最適化と連携強化、②、医師、看護師等の確保と働き方改革、③、経営形態の見直し、④、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、⑤、施設、設備の最適化、⑥、経営の効率化を基本と考えております。

(3)、当院の果たすべき役割であります。当院は南渡島圏域最北端の救急告示病院として24時間、365日体制で救急患者を受け入れるとともに地域包括ケア病床、38床を有する回復期医療機関としての役割を担っております。また、北海道地域医療構想において不足している回復期機能を担う病院として高度急性期医療は函館市内の高度医療機関が担い、回復期医療及び在宅復帰支援は当院が担うという役割分担を進めております。さらに、不採算地区病院として森町のみならず鹿部町や八雲町の一部住民の医療需要にも対応しております。

2 ページをお開きください。(4)、当院を取り巻く現状と課題です。当院は地域唯一の公立病院として救急医療及び回復期医療を担っておりますが、人口減少による患者数の

減少、医師、看護師等の医療従事者不足、医療需要の変化、物価高騰等による経費増加などにより病院経営を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。このため、経営強化プランに基づき医療機能の重点化、地域医療連携の強化、医療DXの推進、医療従事者の確保を進めながら持続可能な病院経営の実現を目指しております。

2、機能分化、連携強化についてであります。（１）、機能分化とは、機能分化とは、限られた医療資源の中で各医療機関が役割を明確化し、それぞれの機能を発揮することです。当院で対応困難な高度急性期医療や先進医療については函館市内の高度医療機関へ紹介、または転院搬送し、高度医療機関で治療を終えた患者を受け入れ、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供することにより機能分化を推進しております。

連携強化についてであります。当院ではこれまでも町内クリニック、診療所、函館市内の高度医療機関、介護、福祉施設等との連携を進めてまいりました。今後は紹介、逆紹介の推進、転院搬送の円滑化、退院患者の受入れ、在宅医療、介護との連携強化などによりさらなる連携強化を図ってまいります。

地域包括ケアシステムにおける役割でございます。当院は地域包括ケア病床38床を活用し、急性期治療後の受入れ、在宅復帰支援、リハビリテーションを実施しております。また、訪問診療、訪問看護、介護施設との連携を推進し、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担っております。

経営改善に向けた取組であります。経営強化プランでは、経営の効率化を重要な柱として位置づけております。当院では病床利用率の向上、診療報酬の適正算定、未収金対策の強化、医薬品及び診療材料費の適正化、各種施設基準及び加算の取得などに取り組み、収益確保と経費削減を図りながら経営改善を進めております。

3 ページをお開きください。3、デジタル化への対応（医療DX）についてであります。経営強化プランでは施設、設備の最適化の一環としてデジタル化への対応を位置づけております。

（１）、ID-LINKによる地域医療連携についてです。当院は道南地域医療連携ネットワーク、ID-LINKを導入しております。ID-LINKにより函館中央病院、函館五稜郭病院、市立函館病院など道南地域の主要医療機関と診療情報を共有することで紹介、逆紹介の迅速化、重複検査の防止、転院時の情報共有、救急時の情報確認が可能となっております。また、当院はID-LINKサーバー管理医療機関として運営に参加しており、地域医療連携基盤の維持に重要な役割を担っております。今後は町内医療機関への導入を促進し、森町全体での医療情報共有体制の構築を進めてまいります。

（２）、標準型電子カルテシステムの導入であります。当院は厚生労働省が推進する標準型電子カルテシステムのモデル事業に参加しております。全国でも限られた実証医療機関の一つとして医療情報の標準化、地域医療機関との情報共有及び医療DXの推進に取り組んでおります。

（３）、6 情報共有への対応であります。標準型電子カルテシステムの導入により、①、

傷病名、②、アレルギー情報、③、処方情報、④、検査結果、⑤、感染症情報、⑥、受診歴等の共有が可能となり医療機関相互の連携強化が期待されております。

(4)、マイナ救急との連携であります。総務省及び消防庁が推進するマイナ救急との連携についても対応を進めております。将来的には、①、救急隊による患者情報の確認、②、搬送先病院との情報共有、③、搬送時間の短縮、④、適切な医療機関の選定、⑤、重複検査の防止などが期待されております。

4 ページをお開きください。(5)、今後の医療DX推進であります。今後は電子カルテ情報共有サービス、オンライン資格確認、マイナ保険証、オンライン診療、医療MaaSなどを活用し、住民サービスの向上と業務効率化を推進してまいります。なお、医療MaaSとは医療と交通サービスを組み合わせ、高齢者や交通弱者の受診機会確保を図る新たな移動支援サービスであります。

4、医師、看護師等の確保についてであります。現状認識といたしましては、当院では医師不足、看護師不足、薬剤師等コメディカル不足が大きな課題となっております。また、人口減少及び生産年齢人口の減少により今後さらに人材確保が困難になることが予想されております。

医師確保対策についてであります。当院では、北海道地域医療振興財団、民間人材紹介会社、大学病院、基幹病院との連携により医師確保を進めております。また、定年退職医師の活用や地域医療に関心を有する医師への積極的な働きかけを行い継続的な医師確保に努めております。

看護師等の確保であります。看護師や薬剤師等の確保については、働きやすい職場環境の整備、実習生の受入れ、潜在看護師等の掘り起こし、各養成機関との連携などを取り組んでおります。

(4)、働き方改革への対応であります。令和6年4月からの医師の働き方改革に対応するため、令和5年7月に宿日直許可を取得するとともに医師の時間外労働の縮減及び負担軽減に取り組んでおります。具体的には土曜日、日曜日及び祝日の宿日直業務につきましては外部医師へ依頼し、常勤医師の宿日直負担を軽減しております。また、常勤医師の宿直回数については平日を中心に週1回程度となるよう調整を行い、医師が継続して勤務できる環境整備に努めております。さらに、チーム医療の推進を進めることで医師の負担軽減と安全で持続可能な医療提供体制の確保に取り組んでおります。

5 ページをお開きください。5、総括であります。森町国民健康保険病院経営強化プランは病院の縮小を目的とするものではなく、人口減少や医療従事者不足が進む中においても地域住民が必要な医療を受け続けられるよう当院の役割を明確化し、機能分化、連携強化を進めながら持続可能な地域医療提供体制を確保することを目的として策定したものであります。特に地域唯一の2次救急医療機関としての役割を維持するとともに、地域包括ケア病床を活用した回復期医療、訪問診療、訪問看護による在宅医療の推進、さらにはI D—L I N K、標準型電子カルテ、マイナ救急などの医療DXを積極的に活用しながら地

域医療の質の向上と効率化を図ってまいります。また、病床利用率向上や診療報酬の適正算定など経営改善にも継続して取り組み、将来にわたり持続可能な病院運営の実現を目指してまいります。さらに、大規模災害や感染症等の有事においても地域医療を継続できる体制の確保が重要であることから、関係機関との連携を強化し、DMAT、災害派遣医療チームと連携した災害医療訓練や避難訓練を継続的に実施するとともに、将来的には地域の災害医療の中核を担う病院を目指し、防災、減災対策の充実にも取り組んでまいります。今後も経営強化プランに基づき地域医療を守るための取組を着実に進めてまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（高橋邦雄君） ただいまの病院運営、管理についての説明について質疑ございませんか。

○委員（千葉圭一君） すごくまとまっているいい文章、文章的にはいいのですが、1つ目の病院運営、管理についての（２）、経営強化プランの基本的な考え方ということで①から⑥まで6つ表記してありますよね。書いてあります。今回この説明の中には、①と②は分かりました。でも、③から⑥は具体的にこれをこのようにやっているということはどこにも明記されていないような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○国保病院事務長（千葉正一君） 具体的といいますか、経営形態の見直しについては効率的な運営という形で考えております。今現在では経営形態を含めて具体的な見直しは取り組んでいないのが現状であります。まず、感染症対応につきましては一番最後にありましたDMAT、去年も1度年末に実施しておりますとおり災害派遣医療チーム等と連携した災害訓練に今年度も機会があれば対応してまいりたいと思います。

あと、施設、設備の最適化、これにつきましては先ほどご説明ありましたとおりID－LINKとか標準電子カルテ等を導入し、DXの推進に取り組んでいきたいと思っております。

なお、最後の経営効率化につきましては収支の改善に取り組んでいきたいところですが、なかなか現状としては具体的なといいますか、確実な収支改善には現在に至っていないというのが現状であります。

以上です。

○委員（千葉圭一君） 苦しい答弁ありがとうございます。①、②、結局この経営強化プランはあくまでもこの基本的な考え方に沿って病院は今後経営をしていくという、運営をしていく。今回は①番、②番はよく書かれているのだけれども、口頭で③番から⑥番説明されてもやっぱり具体的に、ではどうなのというふうなことがこっちには伝わってこない。もしできれば③番から⑥番、今おっしゃったやつをもう一度きちんと基本的な考えとかでは今こういうふうを実施していますよというのを明確にしていきたいなということを伝えてください。それは今求めるのではなくて伝えてください、やってくださいということです。お願いします。

それと、2番の（４）番、経営改善に向けた取組についてお尋ねいたします。前文は省

略しますけれども、収益確保と経費削減を図りながら経営改善を進めておりますとなっていますよね、一番下の文章が。それは具体的にいつから取り組んでおられるのか。なおかつそれに取り組んでいて、年度ごとにどのように推移しているのか。その推移してよくなっているのか、悪くなっているのか、ありますよね。そうしたら、悪くなっているのはここに書いてある診療報酬の適正査定ができなかったからとか、未収金対策の強化をやったからだとか、いろんなことが項目が書いてありますけれども、これを具体的にどのように実施して、結果収益確保と経費削減ができたのか、その推移はどうなっているのかというのが見えないので、経営改善を進めておりますという言葉だけは書いてあるけれども、実際にはどのようにやって、どう改善されたのかが全く見えないということで、それはいかがでしょうか。

○国保病院事務長（千葉正一君） 収益確保につきましては、まず現状の状況の公表といえますか、皆様に周知し、また月に1回各課の事務ミーティング等を開いて経営状況の説明とか、今後どのようにやっていくかというようなことを周知しながら職員に図っているのが現状であります。また、経費削減については、これも通常も実施しておりましたが、医療品等を買うときにはなるべく1社ではなく2社以上から見積書を徴収しながら安価な業者さんを選定して購入とかしているのが現状であります。では、実際その取組について幾ら経営がよくなったとかという具体的な数字はちょっと試算しておりませんので、ご了承ください。

○委員（千葉圭一君） 今日、今回はこの場では出ないと。でも、実際には収益確保はこういうことやっていますよ、経費削減は今おっしゃったようにこういうことをやっていますよと。スタートする前はこれだけの悪い数字だったのが、それがこんな、片方はこう上がって片方は下がるはずなのですけれども、こんなふうによくなったよというのが改善を進めておりますということなのではないの。だから、これが今年度から始めたというのだったら、まだ見えないから仕方がないねとはなるのですけれども、先ほど経営強化プランを令和5年から進めているのであれば、少なくとも過去5年、6年、7年、3年分は推移がこうあってもおかしくはないのではないですかということなのですけれども、いかがですか。

○委員長（高橋邦雄君） そのデータはきちっと病院としてそういうのを捉えているのかという、資料としてもそういうのを残しているのかと。これはあくまでもデータはあるけれども、まとめていない状況でしょうか。それであれば後日資料的なものでそのデータ移行、改善計画、どういうふうに改善されたという移行が分かればいいので、その後日資料として出していただけるの可能ですか。

（何事か言う者あり）

○委員長（高橋邦雄君） よろしいですか。では、後日資料請求をしますので、よろしくお願いします。

○委員（千葉圭一君） あと、最後になります。テーマ、病院運営、管理についてという

ことですけれども、運営についてはこの資料から酌み取ることがよくできます。ただ、管理についてはどのようにしているのか、これには分かりません。誰が、何を、どのように管理されているのか。私病院の組織がよく分からないのであれですけれども、それぞれに多分何か管理する項目があって、それを具体的にこういうふうに管理していますとか、ああいうふうに管理していますって何か管理項目があるのであれば、それが誰が、何を、どのように管理されているのかお聞かせ願えればと思うのです。

例えば医薬品についたら薬剤師のほう、薬剤師ですか。

（「はい、薬剤師」の声あり）

○委員（千葉圭一君） 薬事何だか分かりませんけれども、その人が今言った2社以上の購入をして安価なものでなおかつ在庫品をこれが多いので、在庫の管理の仕方をこんなふうに管理を変えました。そうしたら、今まで5つだったのが1か月に1個しか減らないから、要は設定を5ではなくて3に減らして3個になったら自動的に購入するとかというふうに棚卸しの仕方を変えましたとか、入荷の仕方、そういうような管理の仕方をそれぞれが多分やっていらっしゃると思うのです。それがここには運営は分かるけれども、管理については全く出ていないので、それを教えてくださいという話なのです。

○国保病院事務長（千葉正一君） 大変申し訳ございません。各部署それぞれで管理等は実施しておりますが、すみません、今回の資料の中には千葉副委員長ご指摘のとおり記載されていないので、後日作成して提出いたします。

○委員（伊藤 昇君） その部分は千葉委員がかなりお話しされたので、私は絞って経営強化プランについて、これは総務省の5年から9年というやつで、この経営強化プランの中身いっぱいあるので、分からない部分がたくさんあるのですけれども、5つに絞ってお聞きしていきたいなと思っています。

まず、18ページに記載されているの皆さんはきっとないのかなと思うのですけれども…

（「ホームページから」の声あり）

○委員（伊藤 昇君） これでちょっと分からない部分を、繰り出し基準の見直しの検討ってまずあるのですね、18ページに。地方交付税の算定基準から地方財政計画の積算方法に変更するのだと、これの中身ですよ。これがどういうことを指しているのか。

それから、次21ページよろしいでしょうか。1つずつやっていきますか、それとも……

○委員長（高橋邦雄君） いや、大丈夫ですね。

○委員（伊藤 昇君） 経営形態の見直しに対する方向性ということで、現在財務適用が病院で、森でいったら水道事業が全部適用になるのだと思うのですが、その財務適用と全部適用の違い。何がいいのか、メリットがあるのか、デメリットになっているのか、なぜ病院が財務適用になっているのか、これが計画にはのってあるのです。それも何か曖昧な書き方で、前は財務適用で全部適用にすべき方向性はあるのだけれども、最終的には財務適用のままとなっているみたいないう、何かちょっとよく分からない曖昧な計画になって

いる。

次に、23ページの一般会計負担の考え方ということで建設改良、それから赤字補填分の負担ということで書いているのですが、基準外繰出金の内容の検討をするのだと。基本的には基準内のその内容をやっていかなければ経営健全化にはなっていないものだと思うのですけれども、これのその書いている中身は基準外繰り出しというものの内容の検討をするというのだから、出していかなければ駄目だという話だと思うのですけれども、そこはどうなっているのか教えてほしいと思います。

それから、25ページなのですけれども、経営形態の見直しで、これさっきの全部適用の関係なので、在り方について計画期間内においても継続的な検討をずっと進めていくのだということで今現在検討を進めているのかどうか、どういう状況になっているのか。もう数年たっているのですよね。これ総務省では改正が8年4月1日が最終的に出ている内容なのですけれども、その前から、令和4年4月1日からこの通達が来ているはずなのです。ですから、その5年間の間にこれ考えていらっしやったと思うので、その今までの経緯、それをちょっと教えていただければと思います。

最後なのですけれども、32ページなのですけれども、ここで給食業務、それから窓口業務の委託の検討をしていくのだということで、これ行革でこれを今進めていこうとしているのか、この計画の段階で既にもうそういう行革を進めていこうという病院の考え方だったのかどうか。ということは、人員削減を考えている。その現業の部門ですとか窓口業務何人もいるわけですよね。それで人員削減をしていくという、そういう考え方に、この地域病院で考え方になるのか、やっぱりマンパワーも必要で困っている、弱っている患者さんが来る中でそういうものがなくなっていくというのはいかがなものかなと。行政の停滞というか、マイナス部分になっていくのではないかなと私思うのです。ですから、こういうことはあんまりこの計画に書くべきことではないのかなって私は思うのですけれども、ぜひ委託を検討していくのだというような書き方というのはいかがなものなのか、この5つに絞ってみたのですが、教えていただければと思います。

(何事か言う者あり)

○委員（伊藤 昇君） いやいや、いやいや。それが駄目だって俺言っているわけではないのだから。先にやられればなというだけ……

○委員長（高橋邦雄君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時31分

○委員長（高橋邦雄君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○国保病院事務長（千葉正一君） まず、18ページの繰り出し基準の見直し検討についてですが、現在は変更と計画ではなっておりますが、現状維持のままで積算、繰入れはして

いるのが現状であります。

続いて、21ページの経営形態の見直しに対する方向性であります。全部適用とは管内でいえば松前町とか木古内町の病院さんが適用しております。全部適用については、例えば医師ないし職員等の給与がその病院の中で調整できるというようなことがあります、この件につきましても現状はこのまま公営企業法の財務適用として現在は考えております。

23ページの繰出金の基準外繰出金の内容についてであります、これにつきましても先ほどと同じく検討は現在しておらず現状のままとっております。

あと、25ページの経営形態の見直しについてであります。これにつきましても大変申し訳ありません。先ほどと同じようなご回答になっていますが、方向性としては今現在経営の見直し等につきましても検討されていないのが現状であります。

最後、32ページの民間的経営手法の導入につきましては、給食業務や窓口業務等と記載しております。現在につきましては、今給食業務の一部につきましては委託について検討しているのが現状であります。また、窓口業務等については委託の検討はしておりません。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） ありがとうございます。まず、そうしたら順番にもう一回聞かせていただきますけれども、地方交付税は基本的には病院の事業についても地方交付税が入っているものを一般会計から繰入れをする、これ基準のものだと思うのです。それがわざわざこの計画で今までやってきた地方交付税の基準のものを地方財政計画の積算方法に変えるのだと。だから、私が聞いているのはその積算方法の変更というものはどういうものを指しているのかって私聞いている。交付税に入っているものは私も分かるのです。いろんなもの入ってきているので、起債の関係だとかいろんなものが入っているのは分かっているのですけれども、そこをちょっと地方財政計画の積算方法というのが何物なのかというのをわざわざこの計画書に書いているわけですから、理解されて書いていると思うのですけれども、それは何なのかと。

基本的なこととして、まず最初に聞きます。この計画というのは院内でつくったものなのですか、コンサルに頼んだのですかというのをまず1つ。でなければ、全部皆さんご存じのはずなの、つくっているから。そこを押さえながら話ししていますと思います。

それから、全部適用と財務適用、なぜそうなのだとすると地方公営企業の組織の部分でいくと全部適用になると民間企業の身分に近いのだということになるのです。ですから、今の病院の職員の形態ではなくて民間の例えば36協定を結ぶとか、いろんなものになってくると思うのです。ですから、そういうことがなぜこの全部適用にしなければいけないのかというのを私お聞きしたかったの。今のままで財務適用だけで経営をしていって何が不都合なのか。それを2つの項目に書いていながら、最終的には何かどっちなのだからよく分からぬような書き方をしているというのが私にはちょっと理解が、なぜこういうふうなものが出てくるのか、何か不都合があるから出てきたのだらうと思う、いろんな項目に出てきているから。だから、それを教えてほしいって私はお伺いしているのです。

というのと、次に基準外の繰り出しというやつ私ご質問させていただいたのですが、普通一般的には基準内で病院で北海道から入ってきている補助金を繰り出し町のほうからする、基準内ですよ。そういうものが入ってきて普通経営健全化で病院自前で全部できますよという話になると思うのです。それをここで基準外繰り出しも内容によっては検討していくのだと。だから、逆に言ったら検討の内容は何だったのということを知りたい。ここで書いているのは内容の検討なのだけれども、逆に言ったら検討するに当たって内容は何だったのだろうということを知っていただければと思います。

給食とかやっぱり患者さんの口に入るものなので、それから今まで働いていただいている現業、現業って言ったらちょっと言葉、これちょっと訂正、なしにしてください。職員の方々が一生懸命つくってきた、そうやって病院、新しいものをつくってきた時点でも給食部門を残してきたのです。窓口もいろいろな制度が変わってきて、その制度を職員さんが分からないから、ちょっと前に戻してしまうけれども、補助金の返還みたいなことになってしまうのだと思う。だから、委託業者はすごく知識があって何でもやってくれると思うけれども、それを受ける職員さんは、そうしたらその知識は全部あるのですかと、委託しても。それについていけないのではないかなって私は日々勉強していないから思うのです。この基準が何年の何月に変わりましたよとか、それを委託業者の人たちはプロだから知っていますよね。大きな会社で全部来るわけですから、ここは直さなければ駄目だよって。それを皆さんが医事係、事務長をはじめそれ理解できてそういう委託を進めようというふうに考えているのかどうか、そこもちょっと教えてください。

○委員長（高橋邦雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時42分

○委員長（高橋邦雄君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○国保病院事務長（千葉正一君） まず、18ページの積算方法の変更であります、すみません、ちょっと手元に資料、詳細ありませんので、後日回答とさせていただきます。

あと、この計画につきましては業者ではなくあくまでも院内での作成としております。

次、21ページの経営形態の見直しに対する方向性であります。委員おっしゃったとおり全部適用となれば民間のような対応っていいですか、形態になります。それにつきましてはまた現時点では職員とかの集まりがないとか、そういうようなことも考えられるので、現在においては全部適用という方向は考えておりません。今後状況も変わるといいますので、その辺は各状況を見ながらという形になると思います。

続いて、23ページの基準外の繰出金の内容であります。これも大変申し訳ございません。その当時の資料っていいですか、詳細手元にございませんので、これも後日の回答とさせていただきます。申し訳ございません。

最後に、32ページの民間的経営手法の導入であります。まず、給食のほうについては一部食材等の見直しといいますか、委託を考えているのが現状であります。ただし、現在は今の人員、現状のままで調理を対応していきたいと思っておりますが、先ほどお話ししたとおり一部食材の部分の見直しを考えております。また、窓口業務につきましては委員おっしゃるとおり専門的人員がどこまで要るかということもされますが、医療事務業者でありますニチイというレセプト点検とか実施している専門業者もありまして、一度そこにご相談していいですか、協議したところ今どこも人員不足であり、なかなかこちらのほうまで派遣とか等は厳しい状況ということもありましたので、現在は今までどおりの会計年度任用職員をはじめた窓口業務で遂行していきたいと思っております。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） 2点だけ。まず、皆さんこの通達でお仕事、これつくってされているのですよね。この中にほとんど書いてあるのですよね。財政の状況だとか、いろんな起債の関係だとか、交付税の関係だとか、いろいろ書いてありますので、これとこれが一致しているはずだと思うのですけれども、何か今の病院の中だけで変えていきたいみたいなことであるのですから、それで1点だけ、32ページのここに書いている文章ちょっと、民間的経営手法の導入という下の2番です。事務長さん先ほどおっしゃったのだけれども、今後警備業務の全委託を検討していくとともに給食、窓口業務の委託について検討していくとがつつり書いているのだよね。そこは考えていないって言うっていったって、こうやって計画にもう既に出ているのですよ、5年から。検討していくって言うていないのであれば、やっぱりその旨しっかりと違う方法を考えて病院運営をしていくように私はしてほしいなと思って。どうして聞いたかということ、安易な人員削減を私はしてほしくないのです。今まで病院を支えてきた人たちがこの1行、2行で自分の身を何となくどうなるのだろうって思うようなそういう、そして聞いたら、いや、そういう検討はしていないのだという。であればこうやって書く必要ないのだと私は思うのです。だから、そこを院内でこれつくったというのだから、委託業者がつくっていないのだから、まして。病院の皆さんがつくったのですよ、これ。そういうやっぱり血の通わないような計画は私はつくるべきではないと、私の意見はね。皆さんの意見は違うかもしれないけれども、私はそう思っています。そこも含めて今後検討していただければと思います。

○国保病院事務長（千葉正一君） ご指摘のとおり今後検討させていただきます。

○委員（野口周治君） 違う視点から2つお尋ねをします。

要は経営全体のことを語られていて文章になっているのだけれども、データは押さえてあるのかしらというのが。というのは、こういう話をするときって言葉もだけれども、裏づけとなるデータと一緒に語るものだと思うのですが、なぜそういうデータが今回出てこなかったのかしら。というのは、例えば決算書の中にだって主要な指標を2か所にまとめて書いてありますよね。そういう視点で見たときに進んでいるの、いないのということは分かる。状態がよくなっているか、よくなっていないのか、あるいは悪くなっているのか

も分かるはずだと思うのですけれども、そういうデータはあるのか、比較しているのか、現状をどう見ているのかということをお答えください。そして、もしあるのだったら後から今現在の状況はどうだという資料を出してもらってもいいですが、まず評価は最低でもできるのではないと思うので、それをお答えください。

それから、2つ目、もう少し違う点でお尋ねをします。ID—LINKだとか標準版の電子カルテシステムを導入するということでやってきました。やってきて使っていますということなのですが、これの意味というのは医療連携が進むためのインフラですよという触れ込みであったはずですが、それが今どう機能しているのか。要は役に立っているのか、いないのか、これを使うことによって本当に例えば回復期の人が紹介されて戻ってくるのが増えたのですか、増えていないのですかというふうな、そもそも目的があったはずですよ。そこがどうなっているかお答えください。

尋ねる意味をはっきり言うておくと、よくあるのはこれを入れたらよくなりますってシステム導入を一生懸命やるのです。やりました、できました、頑張りましたと言うのだけれども、結果出ているのかいということがなければそんな余計な仕事じゃんということになりかねないので、実際どうなのですかということをお答えください。お願いします。こういうデータです。見ていないわけないので。

○国保病院事務長（千葉正一君） 申し訳ございません。データについては後日提出とさせていただきます。

○委員（野口周治君） 評価は。データ今ここに持ってきてなくてもいいです。ですが、要はデータがあるのだったら、ふだんから見て自分たちの計画がどういうふうになっているかが見えているはずなのです。データってそんなために取る、データを作ることが仕事なのです。データという指標でもってやろうとしていることが、結果が出ているか、出ていないか毎月毎月見るはずだと、私だったらこう考えるので、その評価は今どうなっているのですかということ。データは後からでもいいです。要は改善しているのかどうかです。稼働率は、入院患者は。

○国保病院事務長（千葉正一君） 評価といたしましては、まず入院者数とか収益については毎月資料を基に経営管理会議とかで周知を図っております。それに対して評価がどうなのだということだと思いますけれども、評価自体現状であります。では毎月毎月収益が上がっているかという部分につきましては、なかなかその月によって上がったり、下がったりということが現状であります。

あと、ID—LINKについては既に稼働しており、資料のとおり病院間とのやり取りをしております。では、それに対して実際患者数、入院者数が増えているかどうかという実績につきましてはなかなか、まだ稼働したばかりなので、これからの期待を込めてというのが現状であります。今後町内の医療機関も結べるようであれば、その分で町内の連携が強化されるというような状況も考えております。

以上です。

○委員（野口周治君） 1つ目の質問についていろいろあるのです。言えるのです。そうなのです。だから、データが要るのです。そのデータの中でどこが変わったら、例えば入院患者さんが増えたら収益は基本的に増えるはずだよね。今度は収支を見ると全然よくなっていないと仮にすればなぜなのだろうと考える。入院患者さん増えていないよね、だから収支変わっていないだろうね、よくなっている、悪くなっているとしたら何か費用が増えたのだろうかというふうに見る。それを毎月毎月繰り返していかないと、決算やったときにどう説明しようかという話になってしまうわけです。毎月やる意味というのは、自分たちがよくなっているのか、悪くなっているのか、状況がいいほうに行っているのか、悪いほうに行っているのか、悪いほうに行っているとしたらどうすればいいのかを考えるためにやるわけです。それが評価なのです。結局その指標は大事な指標を多分つかまえているはずだとすれば、そこを見て何を考えているかを聞きたいのです。事細かなことを聞きたいのではないのです。要はこういう指標をよくするためにいろんな手を打っているけれども、その結果が出ているのかどうかという目で見ます。よくなった、悪くなったは当たり前。全体としてよくなっている、狙った点の効果は出ているのだけれども、ほかでは悪くなっているのか、効果は出ていないのかどうかのと、そういう評価ぐらいはしているはずだと思うから、そこを答えてほしいのです。分かりますか、私が尋ねていること。具体的だけれども、1段階抽象化して、それが皆さん経営者だから病院の経営にどういうふうに影響しているかを把握して、だったらここをこうしようねという話ができなければいけないと思うのだけれども、そこはどうなのですかという質問なのです。そういうふうに答えてほしいです、1つ目。

2つ目にID—LINKの話で、では実際にそれで紹介する、紹介されるというのが円滑にできるようになっているのですかという、ただそういうことをお尋ねしているのです。そのことはこれから広げます。要はシステムをつくる仕事は一生懸命語るのだけれども、本当に機能しているかということの説明ができていないのではないですかと尋ねた私の意図そのものなのですよ、今の答えの仕方が。要は道具を手にする、お金もかける、いろんな労力も使っている、その道具がちゃんとうたい文句どおり、これ実際は皆さんがというよりも国がそういううたい文句を厚労省が立ててやっている話だから、それを聞いてくればこうなるのです。だけれども、それを導入する以上はその効果がちゃんと出ていることを確認しながらやってもらわないと、何のために手間かけて、何のために金使っているか分からなくなるではないですか。苦しい経営の中で、苦しい人材の中でそんなことをしていいのかという話、実際後戻りできないです。だけれども、効果が見えないことを一生懸命やって、それをやった、やったという説明をするのはやめていただきたいから聞いているのです。お願いします。

○委員長（高橋邦雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 2時59分

○委員長（高橋邦雄君） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

○国保病院医療福祉相談係長（角田朋美君） ID—LINKについてですが、ふだん活用させていただいています。函館の大きな病院さんの情報がシステムで見れますので、今までお手紙とか郵送で何日かけて送ったり、送られたりというやり取りをしていましたけれども、そういったものも接続することですぐ何分か後に見ることもできますので、先生方も活用は、画像データとかも見れますので、活用は大変助かるシステムなのではないかなと思っています。

○委員（野口周治君） これは要はデジタル化、電子化することでデータの行き来が楽になります、見られるようになります、それはそうなのです。けれども、導入目的はそのことではなかったのですよね。それがあるから例えば患者さんがもっと来てくれることになったり、患者さんへの適切な処遇、早く移してあげるとか、そういうことができるようになるよという触れ込みだったのですよね。そういう医療の効果として狙って導入することになっていましたよね。その点はどうですかというのが私のお尋ねなのです。

○国保病院医療福祉相談係長（角田朋美君） 今現在このシステムの利用をしている中で患者さんの紹介が増えたかどうかと言われると、数的に私も実感があるわけではないので、今はまだ活用しているだけという言い方にもなりますけれども、それでもうちの病院のほうでうちの診療情報も限定的ではありますが、公開という形で利用もしていますので、地域の介護施設の方とか訪問看護のステーションの方とかもそういった問題、うちの情報を閲覧して日々のケアに生かしていただけているということなので、そういった意味では活用に関しては意味があるのかなとは感じております。

○委員（野口周治君） なるほど。1つ具体的な話が聞けてよかったのですが、要はデータを皆さんで使ってもらえるから、もちろんプライバシーの問題あるのです。けれども、皆さんで使ってもらえるから今までよりもより適切なケアにつながるようになった、それはいいことです。目的そのものです。ですが、もう片方で病院の経営としてもっとよくなる。病院がつながる、医療とか介護がつながることでサービスが向上するときに病院の経営自体がよくなるはずだという触れ込みであったはずなのです。そこはどうか。もしもそれがまだ効果が現れていないのだったら、そこで考えるのです。では、これからよくなるのだろうか、今から。分からないよではなくて、そういう効果が出るために足りないピースがあるのではないかと考えるのです。もっとそういうことを、このデータも使ってもらっているのだから、もっと患者さん紹介してほしいのですよという話を例えばしに行くことだってあるわけです。そういう使う、導入して終わりではなくてというのはそこなのです。要はこれも使いながら病院経営をどうやってよくするのか、具体的なアクションにつなげられているかねと。そこが、いや、使っていますよではなくて、そのためにどう使って、どう効果を出しているかというアクションとして語ってほしいので

す。いかがでしょうか。その考え方として皆さんのふだん思っているものと違うことを私多分言っているのだなとだんだん感じてきたのだけれども、経営ってそんなものです。自分たちのいるところを踏まえて、どうしたらもっとよくなるのだろうを具体的に考えないといけません。それがなかったら、いや、やっていますということで終わってしまう。それを変えたくて質問しているのです。お願いします。

(何事か言う者あり)

○委員長（高橋邦雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時12分

○委員長（高橋邦雄君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

ここで資料請求が5件ぐらいありましたので、病院運営、管理について再度資料を基にやったほうがいいではないかという考えもありますので、皆さんどう思われますか。

(「異議なし」の声多数あり)

○委員長（高橋邦雄君） では、調整して再度病院運営、管理については資料を基に皆さんと協議したいと思います。

次に係ります。次に、各種診療報酬の請求調定についてを議題といたします。

千葉国保病院事務長より資料説明を求めます。

○国保病院事務長（千葉正一君） それでは、続きまして各種診療報酬の請求調定についてを説明させていただきます。

1ページをお開きください。1ページにつきましては、各種保険者等の施設基準に係る返還金の状況を掲載しております。令和8年3月31日を最終とし、14保険者、19市町振興局へ計3億2,909万3,816円の返還が完了しております。

続いて、2ページをお開き願います。2ページにつきましては、自己負担金の返還状況を掲載しております。対象者568件、959万9,679円に対しまして552件、929万2,650円の返還が完了しております。なお、記載のとおり未返還分につきましては16件、30万7,029円となっております。

続いて、3ページをお開き願います。3ページにつきましては、森町国保病院診療報酬対策委員会規程を掲載しております。この委員会規程につきましては、診療報酬請求の適正化及び施設基準等の遵守を図るとともに、診療報酬返還等の再発防止を目的として委員会を設置したものであります。

第2条の職務事項につきましては、診療報酬請求の適正化、施設基準及び算定要件の遵守状況の確認、診療報酬算定に係る内部監査の実施、その他院長が必要と認める事項となっております。

第3条の委員の構成につきましては、院長、経営企画統括監、総看護師長、各部署の所

属長、庶務係長及び医事係長、その他院長が必要とする職員となっております。

第5条、会議につきましては、委員会は年2回以上開催することとなっております。

第6条、内部監査につきましては、毎年度1回以上実施するものとし、各事項を確認し、監査結果を院長に報告するとともに必要な改善措置を講じるものとする事となっております。

第8条、事務局につきましては、医事係が担当となっております。

説明は以上となります。

○委員長（高橋邦雄君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○委員（千葉圭一君） 2ページ、多分皆さんがお聞きしたいと思うのですけれども、自己負担金の分の未返還16件、30万7,029円についてですけれども、今現在もこの16件残っている理由はまず何なのか。

それと、その16件に対して今後どのようにこの金額を返還していくのか。まず、その1点お聞かせ願いたいのですけれども。

○国保病院事務長（千葉正一君） この返還金に対する状況であります。まず10月から何回かに分けて対象者に通知を送っております。その後また返還、なかなか電話、随時電話連絡等もしております。また、5月下旬から6月にかけて再度未申請の方に対しては改めてまた申請っていいですか、手続のお願いの文書を送付しております。しかし、今資料のとおりいまだ16件が未返還の対象者となっております。今後につきましては、連絡先等もある程度把握しておりますので、電話連絡や文書についても返信の文書はなかったものですから、住所等は多分違うところはないと思いますけれども、確認も含めて簡易書留等を利用して再送付したいと思ひますし、また町内等にまだ現状来られない方がおるのであれば、最後現地調査なり自宅訪問して回収に努めていきたいと思っております。

以上です。

○委員（千葉圭一君） これからこういうふうにやっていくことはよく分かりました。

再度改めて文書を送付して16名の方かな、に対して実施していくと。これをやって、もしまた何件か減るか分かりませんが、その後自宅に、森町の町内に住んでいるのであれば直接行って確認するという事でよろしいのですか。

○国保病院事務長（千葉正一君） ええ、住所等を確認しながら最後は自宅訪問も対応は考えております。

○委員（千葉圭一君） 次2つ目なのですけれども、診療報酬対策委員会規程、今年の4月から設置されたようすけれども、この内部監査は委員会で実施するということで書いてありますけれども、委員会の全員で実施するのですか。

それと、内部監査ですから、誰が、どこの部署の何をどういうふうを確認するのかは明確になっていきますか。お聞かせください。

○国保病院事務長（千葉正一君） お答えします。

まず、診療報酬対策委員会の開催についてであります。まず、今考えているのは9月に

1度開催しまして、その内部監査に向けての日時とかや監査委員の選出ないし監査項目の確認を委員会で協議を諮って取り組んでいくご予約であります。それに基づきまして9月中旬ぐらいには監査を実施し、その監査結果をまたこの対策委員会へ結果報告等を考えております。なお、内部監査の構成員につきましては、こちらに記載している委員会の委員のうち経営企画統括監、総看護師長、医事係長、監査の対象になる項目に従事していない職員を対象として構成という、あと記録担当者、5名前後で対応したいと考えております。

○委員（千葉圭一君） すみません、ちょっと聞き取れなかったのであれなのですけども、内部監査というのは委員会が年1回実施するのですよね。1回以上実施するものと書いていますよね。この委員会を実施するということは、上に書いてある委員会のメンバーが実施しているかどうかをチェックするのでしょうか。そうしたら、そうそうたるメンバーの人がその下のって言ったら失礼ですけども、職員の人がちゃんとやっているかどうかのチェックなのですか。この診療報酬対策委員会というのは、今回のトラブルがあった、今後二度と起こさないためのあれですよ。そうすると、本来は上から通達があれば行くものではないのでしょうか。内部監査の人が、そのトップが本来は何月に一斉にやるのではなくて、それができているかどうかを抜き打ちでやるものではないのですか。委員会のこのメンバーが実施するということは、現場で働く職員の人方が伝わっているかどうかをチェックするということによろしいのですか。

○国保病院事務長（千葉正一君） あくまでも監査の内容につきましては、加算等の要件を現状どおり満たしているか等の確認の監査であります。

○委員（千葉圭一君） すみません、やっぱり私には、ごめんなさい、理解、内部監査で監査をする人間が監査をいつやるか分かるわけですよ。そうしたら、そこの部署にちゃんと、あつ、まずい、やっていなかったから今のうちについて言ってやれるわけですよ、職員の人方。何かそんなふうに私にしてみたら流れができてしまうのではないかなという気がするので、あえてこうやって質問させてもらう。これ外部の監査の人が来てやるならいつ来るのか分からないし、できているかどうか聞き取りで分かるのでしょうかけれども、内部の人の委員会の人方がこの上のメンバーだから、自分たちで決めて、自分たちでやっているかどうかチェックしているって、それは悪いことではないのです。ただ、それで委員会のメンバーがこの経営に関わる、この委員会のメンバーの人方がちゃんと伝えているかどうかを本来はチェックしなくてはならないのではないのですかということなのです。

（何事か言う者あり）

○国保病院事務長（千葉正一君） 監査のほう全員は先ほどもちょっとお話ししたとおり、まず経営企画統括監と総看護師長、医事係長と、あとその監査項目に該当しない監査項目対象外の職員と記録係の5名前後で考えております。

以上です。

（何事か言う者あり）

○国保病院事務長（千葉正一君） あくまでも院内なので、抜き打ちではなく日程をちゃんと公表して実施する予定であります。

○委員（千葉圭一君） 今のは分かりました。どちらにしても今年4月に設置されたばかりなので、実際の運用をまた後日改めてお聞きしたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

それと、この設置規程は分かったのですが、今まで各部署の情報が流れが曖昧だったためにここは知っていたけれども、ここは知らなかったとかということで今回みたいなトラブルになった、その認知の仕方が違った。それは、この反省を踏まえて今後そのチェックはいいのですが、部署のフローチャートというのですか、流れはどのようなものになったのかお聞かせ願えませんか。

○国保病院事務長（千葉正一君） 医事係等のほうでの申請、まず係内で協議します。その後今度現場、算定とか現場も関わりますので、その現場の担当者にも確認事項を含めて協議します。その後月1回、先ほどもちょっとお話ししたとおり経営管理会議とか、あと各部署の月1回のミーティング等も含めてそこでも周知を図って情報共有しているのが現状であります。

○委員（千葉圭一君） この月1回の経営管理会議というの、ちょっと分からないですが、これっていつから始めているのですか。この対策委員会と同時なのか、それとも既におとし、あれ12月でしたっけ、事件起きたの。おとしからやっているのか、これいつから実施しているのですか。

○国保病院事務長（千葉正一君） おとし以前から実施しております。

○委員（千葉圭一君） おとし以前からということは、その現場でこういうトラブルが起きる前から実施しているの。それでいてこういうトラブルが起きているということは、これをもう一回見直さなくてはいけないのではないですか。先ほど言いましたけれども、情報の流れがちゃんとフローチャートになっていて、誰が見ても分かるようにこういう情報がこういうふうに流れるよということになっているのかどうかを知りたいのです。確かにその経営管理、何だか会議をやった、ここで何かやった、それでみんなを集めてそれぞれの部署がこうやってしゃべって職員に徹底するとかということは口頭では分かるのですが、そうではなくてちゃんと誰が見ても分かるような情報の流れになっているのですかということを聞きたいのです。

○委員長（高橋邦雄君） よろしいですか。暫時休憩します。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時31分

○委員長（高橋邦雄君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○国保病院事務長（千葉正一君） 先ほどのご質問についてであります、まず経営管理

会議や病院連絡会議、月1度開催しております。その中で今年度であれば診療報酬の改定が行われております。その診療報酬の改定を基に当院で算定、または改正になる点等がありましたので、そのような情報共有も含めて各会議等に周知徹底しているのが現状であります。

○委員（千葉圭一君） いや、それは分かりました。ただ、複雑にしないでほしいのです。働く職員の人が一回で分かるようなものにしてほしいのです。例えばこの診療報酬対策委員会規程があって、この規程に基づいていろんなことをやる。例えばこの中に今の文言を組み入れればそのようにするわけでしょう。だから、これはこれで経営管理何だか、それはまた別の、診療報酬は関係ないのしょうけれども、今の言った診療報酬だけに関してはここの対策委員会の中でメンバーがそろっているわけだから、これを例えば各部署の職員にこういうふうに情報を流していくとかというのをうたっておいてから、それが徹底されているかどうかの内部監査をするべきでしょうと思うのですけれども、いかがですか。

○国保病院事務長（千葉正一君） 先ほどのご回答と一緒になりますけれども、まず経営管理会議とかを開催した上できちんと皆さんに周知徹底を図っております。

○委員（千葉圭一君） 最後になります。この診療報酬対策委員会が今年度からスタートになっているのですけれども、分からないのが内部監査の第6条の診療報酬請求は分かるのです。及び施設基準の遵守状況について書いています。この施設基準遵守というのは、具体的にどんな基準になっているのですか。それを内部監査でやるわけでしょう。ということは、診療報酬に関しては私たち前回言われたとおりトラブルがあったので分かりますけれども、施設基準の遵守というのは何をもって施設基準になっているのかがもし分かれば教えていただきたいのと、その内部監査をする上でもう既に本来はこういう項目ができていないのか、それともなっているのか、なっていないのかどうか分かりませんが、そういう一覧表、またはチェック表があるのであればぜひお示ししていただきたいのと、もしなければいつそれを作成するのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

（何事か言う者あり）

○委員長（高橋邦雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時36分

再開 午後 3時37分

○委員長（高橋邦雄君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○国保病院事務長（千葉正一君） まず、施設基準につきましては前にも厚生局のほうで指摘ありました。例えば前回であれば包括病棟の関係とか、そのような病院の具体的……

（「もっと具体的に言ったほうがいいですよ」の声あり）

○国保病院事務長（千葉正一君） そういう施設で取得している基準を確認するというような形になります。

(何事か言う者あり)

○国保病院事務長（千葉正一君） 例えば、あと看護の何対何とかの対数とか病院に対するいろいろな基準がありますので、その辺の対応と考えております。

あと、チェック表であります、現在はチェック表はまだ作成されておられません。なので、監査で今後実施に向けてどの辺までチェック表が対応できるのか取り組んでまいりたいと思います。

なお、今回につきましては去年、おとしあったとおり施設基準、専任及び専従の本人ないし我々も含め医事っていいですか、その辺がはっきりしなかったものですから、今回においてはそちらを重点的にまずは監査っていいですか、取り組んでまいりたいと現在では思っております。

○委員（伊藤 昇君） 私は経営改善の推進、返還金の関係なのですけれども、前起債で3億3,800万、起債限度額ですか、なっています、これまず実際にこの令和7年、地方財政措置、公営企業の、それに出てきているのですけれども、これで実際に幾ら借りたのか、起債の許可です。限度額は3億3,800万になっているけれども、これってこの中身を見ますと建設改良だとか、いろんなものについては交付税措置あるのですよ、40%から25%。ただし、この返還金については元利償還金の交付税措置全くないのです。ということは、ただの借金なのです。一般財源から入れるのとただの借金も同じようなもののね。一般会計から入れないって町長言ったけれども、その代わりに財源措置のない起債、ただの借金を借りて15年償還なのね。これでいくと大体2,300万か、満度に借りれば。そのくらい、二千二百何十万くらいを毎年の元利償還金、これに6%つくからもうちょっと多いのかな。そのくらいになっていくのですが、これで経営状況というのは毎年赤字の分を一回に、当初からもう2,300万くらいの赤字を抱えながらいくわけです。それで運営できますか。

この計画を見ると、ずっと二十何年、10年くらいの計画を見ると収支バランス大してよくなっているのね。そして、入院増えている、外来も増えているみたいな感じになって収支どうしてもやらなければ駄目だからなっているのだけれども、そういう実際のものというの全くどこにも出てこないのさね。こういうやり方で実際に国保病院の運営ってできるのか非常に私は心配なのです。これというのは、元利償還金ないですよというのは皆さんこれ見ているはずだと思うのだけれども、ここに交付税の入るもの、入らないものって全部決まっているものね。そういうものをわざわざ借りて収支のバランスよいけれども、当初予算で組むなんていう、そういうまやかしみみたいなことは私やるべきでないと思う。実際にこれの負担というのは、赤字になれば町民が負担するのね。だから、それは明らかに、当初予算のときでもいいから幾らの元利償還で15年間これは毎年返さなければ駄目なのだと。ただし、これについては国からの措置は全くないので、いきなり赤字のままでいきますから、収益だとか経営努力していかないと、それは病院運営成り立ちませんよという話をしっかりとしないと、こんな返還金こうやってやりました、3億何ぼ返しました、これって全部赤字でしょう。まだ返していないのもそう。それで幾ら返しました、ああ、よ

かったですねなんて話にはどうにもならないって。私はそう思います。この金というのは誰払うの。皆さんが借金したものを町民が必ず全部払うのだよ。みんなの懐は出ていかないけれども、回り回れば全部借金だよ。そういう状況でこの運営というのでいいのかどうか。この償還金返したからいいみたいな感じで出ているけれども、それって皆さんの考え方どうなのか、まず1つお聞きしたい。町民が目の前にいると思って話ししていただければと思います。

それから、この規程ですか、内部でやっていますよというのがあるのですけれども、まず条例、規則、規程、要綱ってあるでしょう。皆さんご存じですよ、公務員ですから。なぜこれ規程にしたのですか。その規程だけにしているというのが私よく分からない。あくまでも規程というのは条例、規則、規程というふうに全部の項目のったものが規程なの。これって一部分だけ除いた規程でしょう。ではなくて、ここに皆さんつくっている条例あるでしょう。病院事業設置条例というのがあって、これに第6条に事業の概況、経理の状況ってこう書いてあるの。これに付随して規則でもいいから規則に委任してつくればいいではないですか。何でこれ規程だけにしたのか俺よく分からない。その理由を教えてください。条例、規則、規程、要綱ってあるのね。なぜこの規程なの。わざわざこれにしなければならないのか。

それと、私なぜそういうことを言うかという、この設置条例の中に国保運営協議会の委員って10名ってのっているのね、ここに。だから、外部の人になぜ目に触れさせないような、内部だけで収めてしまうようなやり方をするのか。外部に教えればいいではないですか。診療報酬でこうやってこういう基準になってやっていて、前はこうやって駄目だったのですってやればいいでしょう。けんけんごうごうやって、そして正規の運営をしていくと、それが筋でないの。中身だけで、各部署で部署の所属長だって、こう書いているね。事務局は庶務係だって。どうしてですか。あのトップは経営企画統括監だってさっき言いましたよね、事務方のトップ。組織の長男でしょう、これでいったら要綱は。だったら事務長がなったっていいのではないの。駄目なのか、これ事務局に。しっかりと責任持った人が事務局を持って、この要綱を取り回ししていかなかったら何もならないって。係の人がやって何物言えますか、病院長に。薬局長だっていったら薬局長だとか、検査の部長だとか、課長だとか言えますか。言えないでしょう。ただこれつくっただけの話でしょう。こういうものをやっていますよというただ大義名分だけしかない。本当にやる気なんてないと私は思う。だから、外部の人を入れて、副町長入れてもいいさ。しっかりとそういう監査してもらえばいいではないですか。規程見てそれに、規程に適合しているかどうかというのを判断してもらって、それで改善すべきものがあったらすればいい。人足りなかったら入れてもらえばいいではないですか。私はそう思うのだけれども、どう思いますか。ただ規程つくったからいいというようなものでは私はないと思います。これただつくっただけのものだと思う。だから、なぜ規程なのか。条例に基づいた附則の規則だったらいいよ、まだ。管理している条文が全部あるから。そういうものを整理してなぜつくれな

かったの。これは副町長一番知っていると思う、条例、規則は。ずっとやってきたわけだから。何でいきなり規程になるわけ、こういう大事なもの。組織の中全体のことを言っているのでしょうか、これ、と私は思いますので、その辺どうでしょうか。

○委員長（高橋邦雄君） 2点ですよ、今。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時48分

○委員長（高橋邦雄君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○国保病院事務長（千葉正一君） まず、元利償還金の件についてであります。

伊藤委員ご指摘のとおり交付税措置とかなく、全額病院といいますか、町での支払いになっております。この辺につきましては、資料的には各保険者や自己負担者の返還状況を記載しておりますが、今後あくまでもうちのほうとしては令和8年度、今年度より償還は既に始まる、年に2回は始まる予定であります。ましてや当初予算よりも金利は若干上がっておりますので、償還額も当初予算より若干上がっているのが現状であります。まだそこにつきましては健診の強化や訪問診療の強化等に努めて何とか病院のほう自前で償還するような努力をしていきたいと思っております。

あと、次の規程についてでありますけれども、すみません、各病院内での冊子っていいですか、規程の参考冊子がありましたので、それを基に規程という形で作成したのが現状であります。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） 答えていただけないのが、私まず外部の委員、外部といっても役場でもある程度の副町長さんですとか、そういう方、財政委員、すごく見識のある方だとか、条例、規則つくるにしてもできる方、そういう人にいろいろ見てもらってやるというのであればチェックにはなると。あと、監査委員さんだっていますよね。そういうところを見て、それでなおかつさっき、事務長とちょっと外れますけれども、違う1問目に戻しますけれども、2,300万くらいで6%の利率、限度額の6%になって借りているはずなのね。それが何%になっているか分からないけれども、何%の利率入ってってやると元利償還だから、交付税がないのであればなぜ利息まで払ってやらなければ駄目なの、森町で。それって病院に自前でやらせるって答弁したからそうやって言う話なの。町から一般会計から繰り出したら利息分要らないでしょう、赤字補填分で。それをわざわざ利息まで払って、この計画でチャラになってつくっているよ。10年間でも収支やっているけれども、だからさっき言ったとおり二千何百万赤字で本当はこれつくらなければ駄目なのね。赤字でしょう。どうやって運営していくのですか。事務長言っているのは、もともとの収支のバランスが取れているという感覚でおっしゃっているかもしれないけれども、マイナスから走っ

ていっているのだよ。それ理解できますよね。だから、わざわざ利息の幾らも、二千何百万で幾らになっているか分からないけれども、つけてそれを病院の医業収益、医業外収益で補填していかなければ駄目なのでしょう。そうしたら、また赤字だよ、普通でも赤字なのだから。赤字増えていっていけなくなるでしょう。そうしたら、どうするのというの。そういう協議も町とやらなければ駄目でしょう。診療報酬のその基準がどうのこうのの前に運営を今年度、来年度、5か年でもいいや、病院自体を運営していけるようにしなければ駄目なのではないの。俺はそう思うよ。そういう話合いも全然していなくて、ただこの返還金3億2,000万返しました、あと幾ら残っています。そういう話ではないのだよ。これだってみんな町民払う金だから。でしょう。町民がなぜ払わなければ駄目なの。これ国保料も払って、医療費の3割も払って、なおかつ返還分、あの部分赤字になったら払わなければいけないのでしょう、最終的に。今はふるさと応援基金いっぱいあるから、7年度の22億だとか、去年で、7年、12億か。その前22億とか、その前26億とかってあったから、まだ財政いいのかもしれないけれども、だけれども何もない町だったらいつから、財政再建だよ。それで病院運営をしていけると思いませんか。その辺り事務長さんの考え方を教えてください。

○国保病院事務長（千葉正一君） 伊藤委員ご指摘のとおりもともと赤字で、さらに今回償還が増えて経営自体は大変厳しいのだというのは当然だと思います。ただ、現時点ではうちのほうで借入れして、そのまま償還するという形なものですから、何とか経営努力しながら償還に努めていくしかないかなと思っております。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） それで、この計画で医療機器を更新していかなければならないとか何だとかという話、これ文章に書いてあるのね。そんな金どこから出てくるの。その医療機器は建設事業だから、交付税バック40%にしてもそのくらい来るかもしれない。25%になっているか分からないけれども。でも、もともと赤字なのだから。そして、稼働率見てごらん下さい。MRIでどのくらいありますか。1か月何回MRI稼働してやっていますか。手術ありますか。高度の検査ありますか。それでどうやって医療費上げようとしているの。治ってきた急性期から戻ってきた方々もいるわけです。人数はいるさ。収益になっているの。それで本当に言葉だけは収益頑張るとか、病院運営頑張るとかって言っているけれども、そういう実態にはなっていないでしょうと俺は思う。本当にそうしたらそれで8年度決算もプラスになっていけるのだったら力強く言ってください、黒字にしますって。

○国保病院事務長（千葉正一君） はっきりと黒字にしますとは言えないのが現状でございます。ご理解願います。

○副町長（長瀬賢一君） ご指摘された点ですけれども、まず今赤字のものを黒字にするということは不可能ではあるのですけれども、この二千数百万円の借り入れた部分の償還分、これについては今病院のほうでいろいろと経営改善をしていきながら償還分の財源を

捻出しようとしていますので、それをもって償還していくというイメージでありますので、それがそっくりそのまま町民の皆様からの税金で賄うのだということを今から言っているのではないということをまずご理解いただきたいと思ひまして、ちょっと今発言させてもらったのですけれども。

○委員（伊藤 昇君） そうしましたら、今までこの償還金がなく起債を借りないだけの収支バランスをまず出していただいて、二千何百万やったときに自前でその財源は何から求めるのか、その辺りも資料で出してくださいよ、そうしたら。ただ、1年間でやってくれなんて話はしていない。3億何千万もあるものを1年で償還して黒字にはするなというのは、この病院で不可能なのは分かるでしょう。だって、入院収益だって落ちてきているし、人口だって落ちてきているから入院はない、単価は安い、分かる、それは。だから、5年なら5年でどうやって償還していくのか。病院の経営健全として自前でやっていくと言うのだから、それ示してください、そうしたら。

○副町長（長瀬賢一君） そこら辺のところにつきましては、もちろん示していかなければならないものだというふうに思っていますので、しっかりと計画立てて実行できるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） 前に質問したときに一般会計からやらないという話で自前でやって言ったけれども、こういう借り方をして、ただ借金だけ多くして、そして経営をしていって、それで収支のバランスを図ろうなんていう話には誰も思っていないと思うのだよ。病院の収益をどうやってでも上げていって自前で返していくと。この2,300万、そうしたらその財源何で求めるかというのをだから教えてくださいって言っているの、さっきも。何で求めますか。

（何事か言う者あり）

○委員（伊藤 昇君） 示していないです。入院収益も落ちているべしという話でしょう。

○国保病院事務長（千葉正一君） 健診の対象者等の増加と、あと訪問診療や訪問看護の受入れの強化に努めていきたいと思っております。

（何事か言う者あり）

○副町長（長瀬賢一君） 健診ですとか訪問診療の……

（何事か言う者あり）

○副町長（長瀬賢一君） それで捻出できるというもの、これは北海道のほうにも起債の協議するときにそれ示しているものですので、そういったものもきちんとお示した中でしっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員（伊藤 昇君） いずれにしたって、診療報酬にしても、その基準にしてもうそを言ったからこうやって返還になったのでしょうか。今北海道と協議するところで協議するってみんなそれつじつま合わせた書類ばかり作って出しているでしょう。それで後からその会計監査来て分かって返せということになるのでしょうか。だから、書類は提出しているも

のはみんなそうだって。まともなもの作っている。病院建設するときだって、病院建設の何年か計画で町と病院でこういうふうやって、それで経営健全化になったものでやっていきますからというので病院建てさせてもらったわけでしょう。それというのは書類なのだよ。実際のその中身とは違うという話を俺はさっきから言っているのです。一般会計から入れないって言っていて、そしていざなったら起債の元利償還の交付税バックもないものを借りて、それで体裁取ったみたいな、そういうやり方はないのではないかと俺は思っている。だから、それは理事者の責任だと俺は思うよ。まして副町長の責任でもあると思っているよ、財政あれほどやってきたのだから。

そういうことでございます。反論あったらどうぞ。

○委員長（高橋邦雄君） いや、答えは求めますか。

○委員（伊藤 昇君） 求めます。

○委員長（高橋邦雄君） 答えれますか。

○副町長（長瀬賢一君） 何について、今の……

○委員長（高橋邦雄君） 今の。

○委員（伊藤 昇君） 起債のその一般会計から繰入れするって言ったものを起債で何もメリットもない起債を借りて、それでお茶濁したようなものではないかというの。

○副町長（長瀬賢一君） 何かまやかしのよう、お茶を濁したような発言だというふうに捉えたのですけれども、そういうことではなくてしっかりと見える形で正規のところから借入れをして、そしてその分の財源に充てるものというのはしっかりと経営管理の中でそれを返していくということです、だからそれは先ほど事務長から説明ありましたように健診ですとか、訪問介護の診療分の増収、そういったもので返していくという方針出していますので、そのように取り組んでまいります。

○委員長（高橋邦雄君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（高橋邦雄君） なければ、各種診療報酬の請求調定についてを終わります。

説明員の方は退席されて結構です。ありがとうございました。

◎その他

○委員長（高橋邦雄君） 次に、Ⅱ、その他に入ります。

皆さんから何かありますか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（高橋邦雄君） 事務局から何かありますか。

（「なし」の声多数あり）

◎閉会の宣告

○委員長（高橋邦雄君） なければ、以上で本日の会議日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

民生文教常任委員会はこれで閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時03分